

大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年2回以上自主測定することが義務づけられています。

このたび、令和4年度(令和4年5月)(1回目)に実施しました自主測定の結果(ストーカ炉)を公表いたします。
なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

1 排ガス(1回目)

ストーカ炉(1号炉)

採取年月日: 令和4年5月20日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m ³	0.001未満 ^{※1}	0.15	集塵機出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:36~14:38	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m ³ /h	0.014 ^{※2}	69	集塵機出口	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:38~13:20	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.014」は大気排出基準値の「69」に適合しています。

窒素酸化物	cm ³ /m ³	140 ^{※3}	250	集塵機出口	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「140」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m ³	13 ^{※4}	700	集塵機出口	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:38~13:20	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「13」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

ストーカ炉(2号炉)

採取年月日: 令和4年5月20日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m ³	0.001未満 ^{※5}	0.15	集塵機出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:35~14:38	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m ³ /h	0.043 ^{※6}	70	集塵機出口	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:36~13:17	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.043」は大気排出基準値の「70」に適合しています。

窒素酸化物	cm ³ /m ³	130 ^{※7}	250	集塵機出口	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「130」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m ³	22 ^{※8}	700	集塵機出口	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:36~13:17	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「22」は大気排出基準値の「700」に適合しています。